

都市計画法施行規則第60条第1項に基づく適合証明書の交付申請書類チェックリスト

※ 次の事項について、建築指導課と事前に協議を整えてください。

- 建築基準法に基づく接道要件(建築基準法第43条)について
 - 申請敷地内に既存建物がある場合、その適法性について(交付申請の場合は、建築確認経過等を配置図に明示)
 - 交付申請図書については、東近江市都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準(P.44)参照
- ★ 申請の際は、チェックリストを同時に提出して下さい。

順序	名称	備考	申請者 レ	市 レ
1	交付申請書 (様式26) 1部提出	・規定の種別は「第1項」に○をすること		
		・交付申請者については、市町名、地番を記入のこと		
		・所在地、地目は登記事項証明書に準じ、書ききれない場合は別紙に記入すること		
		・敷地面積は、小数点第3位以下を切捨て、小数点第2位まで記入すること(道路後退部分を含めること)		
		・建築物等の用途欄には、具体的に記入すること 【例・自己用戸建専用住宅(附属建築物:車庫)】		
		・延べ床面積は小数点2位まで(小数点3位以下切捨て)記入すること(一部増築の場合は、増築部分について括弧書きすること)		
		・都市計画区域及び都市計画法該当条項を記入		
2	委任状	・様式は任意		
		・委任者が複数の場合は、全ての委任者が記載され押印していること		
		・受任者の住所・氏名・電話番号を記入すること		
		・委任事項の内容に漏れがないこと		
3	計画説明書	・事業の目的、利用及び管理形態、適用除外になる理由を明記すること		
		・建築を行う土地の所有者及び除却する既存建築物の所有者が別にいる場合は、その行為に対する同意がある旨を明記すること		
		・自己用の住宅の場合は、現住居の取扱方法を記述すること		
		・申請者の住所、氏名を記入すること		
4	建築物敷地調書 (様式27)	・主要用途欄は敷地全体の用途を記入すること		
		・敷地の変遷欄は最終的な規模の値が交付申請書と整合させること		
		・建築物敷地調書の欄外に記載されている事項について、記入漏れのないように確認すること		
5	位置図 (都市計画図1/2,500)	・証明区域は、赤色に着色すること		
6	現況図 (1/500以上)	・方位を明示し、証明区域界は赤で明示すること		
		・既設建築物がある場合は、建築物を明示の上、建築確認番号を明記のこと。除却物についても明示すること		
7	土地利用計画図 (配置図) (1/500以上)	・方位を明示し、証明区域界は赤で囲むこと (道路後退、壁面後退のある場合は後退部分を明示すること)		
		・前面道路幅員を明示すること		
		・建築基準法上の道路種別を明記すること		
		・建築敷地の分割がある場合は、分割前の敷地を含むこと		
		・他法令等(道路法、河川法)において施工される構造物の位置、形状寸法を明記すること(法令等の名称、許可番号、許可年月日も明記)		

順序	名 称	備 考	申請者 レ	市 レ
8	横断面図 (1/100以上)	・敷地の造成を伴わない場合は不要		
		・住宅等の小規模な場合は、縦と横それぞれ中央部分の断面各1ヵ所とし、土地利用計画図と併用してもかまわない		
		・隣地との境界を明示すること		
9	求積図 (1/500以上)	・外周長(辺長)を記載すること		
		・敷地を増設する場合は、増加部分を別に算定すること		
		・道路後退がある場合は、後退前後の求積図を添付すること		
10	建物平面図 立面図 (1/100以上)	・各階の平面図及び2面以上の立面図		
		・建築面積、延べ床面積の算定を明示すること		
		・建築物の最高高さを明示すること		
11	土地の公図の写し (3か月以内のもの)	・申請土地の公図の写(オンライン登記情報サービスのものは不可)		
		・開発区域内を緑色、里道を赤色、水路を青色で着色し、記名すること		
		・地目、所有者名を記入のこと(複数枚の場合は、合成図を作成すること)		
		・同一年度内で証明を取得済み、かつ内容に変更がない場合は不要		
12	登記事項証明書 (3か月以内のもの)	・申請される土地の登記事項証明書		
		・同一年度内で証明を取得済み、かつ内容に変更がない場合は不要		
13	農林漁業者である 旨の証明 農地転用許可書 (3か月以内のもの)	・農林漁業従事者である旨の証明書又は、農地転用許可書の写		
14	現況写真	・二方向以上から撮影すること		
		・撮影した写真の箇所及び向きを地図上(現況図と併用可)で示すこと		
		・カラー写真(鮮明なもの)でサービス版以上であること		
		・既存建築物、申請区域が判断できるもの		
		・敷地境界を赤色で明示すること		
		・撮影した日付を記入すること		
15	その他市長が 必要と認める図書	・開発許可書・検査済証の写		
		・建築確認済証の写		
		・建物の登記事項証明書		
		・他法令の許認可証、罹災証明 等		
		・水理計算書(市技術指針に基づくこと)・・・増改築は添付不要		
※	留意事項	・作成図面には作成者が記名すること		
		・図面については必ず別に作成すること		